

資料編

1 計画策定の経緯

	年月日	項目	内容
令和6年度	令和6年 7月10日	第1回 本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会	(1) 健康づくり推進総合計画策定について (2) 市民意識調査(案)について
	令和6年 8月19日	第1回 本庄市健康づくり推進総合計画審議会	委嘱状交付、正副会長選出、諮問(協議事項) 審議会の運営方法(案)について(審議事項) (1) 健康づくり推進総合計画の策定について (2) 市民意識調査(案)について
	令和6年 10月15日～ 10月31日	「健康づくりに関するアンケート調査」の実施	市民、小中学生、3歳児健康診査対象者へアンケートの実施
	令和7年 2月3日	第2回 本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会	(1) 計画策定スケジュールの一部変更について (2) 健康づくりに関するアンケート調査結果 (3) 関係団体ヒアリング調査シート(案)について (4) 各課事業進捗状況等調査(案)について
	令和7年 3月7日	第2回 本庄市健康づくり推進総合計画審議会	(1) 計画策定スケジュールの一部変更について (2) 健康づくりに関するアンケート調査結果 (3) 関係団体ヒアリング調査シート(案)について (4) 各課事業進捗状況等調査(案)について
令和7年度	令和7年 3月24日～ 4月11日	「関係団体ヒアリング調査」の実施	関係団体へヒアリング調査の実施
	令和7年 5月12日	令和7年度第1回本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会	(1) 関係団体ヒアリング調査結果について (2) 現行計画における各課事業評価について (3) 計画骨子(案)について (4) 施策の体系図(案)について
	令和7年 6月27日	第3回 本庄市健康づくり推進総合計画審議会	(1) 関係団体ヒアリング調査結果について (2) 現行計画における各課事業評価について (3) 計画骨子について (4) 施策の体系図について
	令和7年 7月16日	令和7年度第2回本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会	(1) 計画素案について
	令和7年 9月4日	第4回 本庄市健康づくり推進総合計画審議会	(1) 計画素案について (2) パブリックコメントの実施について
	令和7年 10月7日～ 11月6日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
	令和7年 11月21日	令和7年度第3回 本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会	(1) パブリックコメント実施後の意見について
	令和8年 2月5日	第5回 本庄市健康づくり推進総合計画審議会 答申	(1) 「第3期本庄市健康づくり推進総合計画(案)」に対する意見と市の考え方について (2) 答申(案)について

2 本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例

平成26年3月28日
条例第3号

(設置)

第1条 市民の健康の保持及び増進の推進に関する総合的な計画として本庄市健康づくり推進総合計画（以下「計画」という。）を策定するため、市長の附属機関として、本庄市健康づくり推進総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、計画の策定に関する事項について調査及び審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療団体の者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 地域団体の者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 本庄市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年本庄市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表健康づくり推進協議会委員の項の次に次のように加える。

健康づくり推進総合計画審議会委員	日額	6,200円
------------------	----	--------

3 本庄市健康づくり推進総合計画審議会委員名簿

令和6年8月19日～答申の日(敬称略)

	氏 名	選出区分 (本庄市健康づくり推進総合計画審議会条例第3条第2項)	
		委員番号	所属機関
1	澁谷 修一郎	第1号委員	本庄市児玉郡医師会
2	竹内 靖		本庄市児玉郡歯科医師会
3	林 勇毅		本庄市児玉郡薬剤師会
4	富田 雅寿 (~R8.2.4)	第2号委員	本庄市議会
5	久保 彰子		女子栄養大学
6	根岸 育子	第3号委員	本庄市食生活改善推進員協議会
7	萩原 光治		埼玉ひびきの農業協同組合
8	都丸 幸子		本庄市ボランティアグループ連絡会
9	富田 めぐみ		本庄市PTA連合会
10	大塚 進		本庄市老人クラブ連合会
11	岩崎 信裕		本庄市スポーツ協会
12	大家 登司江	第4号委員	公募委員
13	千代田 叔彦		公募委員
14	茂木 弘		公募委員
15	柳澤 大輔	第5号委員	本庄保健所

4 本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会設置規程

令和6年5月24日

訓令第9号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市町村健康増進計画、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に規定する市町村食育推進計画及び本庄市歯科口腔保健の推進に関する条例(平成26年本庄市条例第2号)第9条に規定する歯科口腔保健推進計画を統合した本庄市健康づくり推進総合計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の原案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健部長を、副委員長は保健部健康推進課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員は、自らが会議に出席できないときは、当該会議事項について、実質的に判断することができる職員を代わりに出席させることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係)

企画財政部企画課長 市民生活部市民活動推進課長 福祉部障害福祉課長 福祉部高齢者福祉課長 保健部保険課長 保健部子育て支援課長 保健部こども家庭センター長 保健部保育課長 経済環境部商工観光課長 経済環境部農政課長 都市整備部道路管理課長 都市整備部道路整備課長 都市整備部都市計画課長 都市整備部市街地整備室長 教育委員会学校教育課長 教育委員会生涯学習課長 教育委員会スポーツ推進課長

5 本庄市健康づくり推進総合計画策定庁内検討委員会委員名簿

令和6年7月10日～令和8年3月31日

役職名	職 名	氏 名
委員長	保健部長	榑田 誉浩
委員	企画財政部企画課長	柳 貴章
委員	市民生活部市民活動推進課長	野本 能秀
委員	福祉部障害福祉課長	佐々木 智恵
委員	福祉部高齢者福祉課長	内田 武男
委員	保健部保険課長	榑田 恵
副委員長	保健部健康推進課長	中村 俊夫
委員	保健部子育て支援課長	井田 純子
委員	保健部こども家庭センター長	小島 哲
委員	保健部保育課長	浅見 栄一
委員	経済環境部商工観光課長	細野 房保
委員	経済環境部農政課長	中西 太
委員	都市整備部道路管理課長	反町 安男
委員	都市整備部道路整備課長	長浜 徹(~R7.3.31) 村上 元樹(R7.4.1~)
委員	都市整備部都市計画課長	武正 和敏
委員	都市整備部市街地整備室長	長嶋 達也
委員	教育委員会学校教育課長	西田 真吾
委員	教育委員会生涯学習課長	原 道広(~R7.3.31) 野口 祐史(R7.4.1~)
委員	教育委員会スポーツ推進課長	折茂 勝彦

6 用語解説

あ行

イオン飲料 (P.80)

発汗などで失われた水分や電解質を補給する飲料。

オーラルフレイル (P.24 他)

口の機能が健常な状態から、食べる、話す、飲み込むといった基本的な機能が低下の間にある状態のこと。口の機能の低下は、全身の健康にも影響を及ぼすため、早期発見と予防が健康寿命を延ばす鍵となる。

か行

共食 (P.15 他)

家族や友人など、誰かと一緒に食事をする事。人と食卓を囲むことで、食事の時間や栄養のバランスが整いやすくなるだけでなく、食事が楽しくなり、心の健康にも良い影響があるとされている。こども食習慣づくりや高齢者の孤立防止にも役立つといわれている。

ゲートキーパー (P.36 他)

悩みを抱える人の変化に気づき、声をかけ、必要な支援につなぐ役割を担う人。自殺対策で重要とされる。

健幸アンバサダー (P.37 他)

健康に関する正しい知識や効果的な運動方法等、上手な情報の伝え方を学び、家族や友人など周りの人に健康的なライフスタイルを促進し、人々の健康意識を高め、望ましい生活習慣の維持をサポートする役割を担う人。

健康寿命 (P.1 他)

日常生活を自立して送れる期間のこと。平均寿命との差を縮めることが重要とされる。

健康診査 (P.13 他)

生活習慣病などの病気を早めに見つけたり、予防につなげたりするために行う健康チェックのこと。身長・体重、血圧、血液検査、尿検査などを通して、体の状態を総合的に確認する。自覚症状がなくても、定期的に受けることで健康づくりに役立つ。

検診 (P.28 他)

特定の病気を早期に発見することを目的として行う検査のこと。自覚症状がない段階で病気を見つけるために実施され、がんや歯周病、骨粗しょう症など、病気ごとに検査方法や対象年齢が定められている。健康状態全体を調べる「健康診査(健診)」とは目的が異なり、検診はあくまで特定の病気に焦点を当てて行われる点の特徴。

合計特殊出生率 (P.7)

1人の女性が一生のうちに産むと見込まれる子どもの平均数を示す指標。人口動態を把握するために用いられる。

公認心理師 (P.74)

心理に関する支援を行う国家資格。相談支援やメンタルヘルス対策などに携わる。

コバトン ALKOO マイレージ (P.65 他)

歩数を記録し、健康づくりを楽しく継続するための埼玉県の取組。歩く習慣づくりを促進する。

さ行

COPD(慢性閉塞性肺疾患) (P.36 他)

主として長期の喫煙によりもたらされる慢性的な気流閉塞を伴う肺疾患で、咳・たん・息切れなどを主な症状とし、肺の炎症や機能低下が進行する病気のこと。

シナプソロジー (P.53 他)

「2つのことを同時に行う」、「左右で違う動きをする」といった普段慣れない動きをすることで、脳の活性化を図るプログラムのこと。

主食・主菜・副菜 (P.35 他)

エネルギー源になる炭水化物を多く含む主食(ご飯・パン等)、体をつくるもとになるたんぱく質を多く含む主菜(肉・魚・卵等)、体の調子を整えるビタミン・ミネラル・食物繊維を多く含む副菜(野菜・海藻等)を組み合わせることで栄養バランスが整いやすくなる。

受動喫煙 (P.84 他)

自分ではたばこを吸わない人が、周りの人のたばこの煙を意図せずに吸ってしまうこと。たばこの煙には健康に悪い成分が含まれており、子どもや高齢者、妊婦などに特に影響が出やすいとされており、家庭や職場、公共施設などで煙をなくし、誰もが安心して過ごせる環境をつくるのが求められる。

食育 (P.1 他)

「食」に関する知識と、「食」を選択する大切さについて学び、健康的な食生活を身につけるための取組のこと。子どもから大人まで、食を通じて体の成長や健康づくり、命を大切にすることを育てることを目的としている。

食生活改善推進員 (P.37 他)

地域で食育や健康づくりを推進するボランティア。料理教室や講座などを通じて住民の食生活改善を支援する。

食中毒予防の3原則 (P.35 他)

食中毒を防ぐための3原則とは、「つけない」「増やさない」「やっつける」のことをいう。はじめに手洗い調理器具の洗浄をしっかりと行い、食べ物に細菌をつけない。次に、食品を適切な温度で保存し、細菌が増えないように増やさない工夫をする。そして、十分に加熱して細菌をやっつけることで、食中毒のリスクを減らすことができる。

身体活動 (P.31 他)

歩く・立つ・家事をするなど、体を動かすすべての動きのこと。特別な運動だけでなく、日常生活の中での動きも含まれる。身体活動を増やすことで、体力の維持や生活習慣病の予防につながり、健康的な生活を送る助けとなる。

スマートウエルネスシティ (P.40)

「健幸(ウエルネス=身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安全安心で豊かな生活を送れること)」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で元気に幸せに暮らせる新しい都市モデルのこと。

善玉コレステロール(HDL) (P.63)

血管内の余分なコレステロールを回収する働きを持つコレステロール。動脈硬化予防に役立つ。

た行

地産地消 (P.16 他)

地域で生産された農産物や食品を、同じ地域で積極的に消費すること。新鮮で安心な食材を利用できるだけでなく、生産者を応援し、地域の農業や経済を元気にする効果がある。

デジタルトランスフォーメーション(DX) (P.1)

デジタル技術を活用して、業務の効率化やサービスの質向上を図る取組。健康づくり分野では、オンライン相談やデータ活用による個別支援などが進んでいる。

は行

8020運動 (P.24 他)

80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことを目指す国民運動。生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように全てのライフステージで健康な歯を保つことが大切となる。

はにぽん筋力トレーニング (P.35 他)

高齢者を対象とし、生活に必要な筋力を維持するために、椅子を使い、音楽に合わせて行う10種の筋力トレーニングのこと。

はにぽんチャレンジ (P.108 他)

自主的な健康づくりのきっかけを作ることで、被保険者の健康に対する意識の高揚と健康増進を推進し、健康長寿の実現を図ることを目的とした取組。参加者は対象の健康づくり講座や特定健診・職場健診・人間ドック等へ参加し、健康づくりをしながらポイントを集め、集めたポイントに応じて賞品と交換できる。

BMI (P.36 他)

体重と身長から算出される体格を表す指標。Body Mass Index(ボディ・マス指数)の略称。肥満や低体重(やせ)の判定等に用いられる。

PDCA サイクル (P.39 他)

計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)を繰り返し、取り組みの質を高める手法。

フッ化物洗口 (P.82)

フッ化物溶液で口をすすぐむし歯予防法。学校や地域で実施されることがある。

フレイル（P52 他）

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態で、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。

平均寿命（P.1 他）

ある年の男女別にみた年齢別死亡率が将来もそのまま続くと仮定して、各年齢に達した人たちが、その後平均して何年生きられるかを示したものを平均余命といい、出生時（0歳児）の平均余命を特に平均寿命という。

や行

要支援・要介護認定（P.9）

介護保険制度において、心身の状態に応じて必要な支援や介護の度合いを判定する仕組み。

ら行

ライフコースアプローチ（P.38 他）

乳幼児期から高齢期まで、人生全体を通じて健康を考える視点。早期からの予防が重視される。

レセプト（P.104）

医療機関が保険者に提出する診療報酬明細書。地域の健康課題を把握するデータとしても活用される。

ローレル指数（P.93 他）

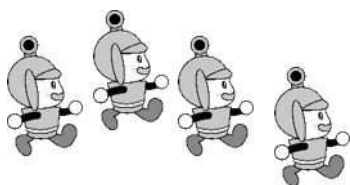
小児の肥満度を示す指標。

65歳健康寿命（P.8）

埼玉県では、65歳に達した県民が健康で自立した生活を送ることができる期間のこと。具体的には「要介護2以上」になるまでの期間として算出している。

ロコモティブシンドローム（P.52 他）

加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、要介護や寝たきりになってしまうなど、そのリスクの高い状態のこと。



健康ほんじょう21
第3期本庄市健康づくり推進総合計画

令和8年3月

発行 本庄市

編集 本庄市保健部健康推進課

〒367-0031 埼玉県本庄市北堀1422-1

電話 0495-24-2003 FAX 0495-24-2005

URL <https://www.city.honjo.lg.jp/>



どこにでも行けるけど、
ここにいたい。本庄

本庄市

Honjo City